(目的)

第1 この要綱は、平成30年台風第21号(以下「台風」という。)による農業被害を受けた農業者に対し、市が補助金を交付することにより、自らの経営のために行う農産物の生産又は加工に必要な施設(別表において「施設」という。)の復旧及び被害を受けた農産物の生産に係る施設(第5及び別表において「被災施設」という。)の撤去を緊急的に支援し、もって早急な営農再開による農業経営の安定を図ることを目的とする。

(補助対象事業等)

- 第2 補助の対象となる事業、補助対象経費及び補助額は、別表に定めるとおりとする。
- 2 前項の事業とは、経営体育成支援事業実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知)(以下「国要綱」という。)第3の2の(1)に規定する事業をいう。

(補助対象者)

第3 補助の対象となる者は、台風による農業被害を受けた農業者であって、農産物の生産又は加工に必要な施設について、台風による農業被害を受けた旨の証明を市 長から受けたもの。

(経営体調書の提出)

- 第4 補助金の交付を受けようとする者は、融資等活用型補助事業対象経営体調書 (国要綱別紙様式第2-1号別添1をいう。)を指定された期日までに市長に提出 しなければならない。
- 2 市長は、国要綱別記2の第1の4の(2)に基づく被災支援計画(第7及び第9に おいて「計画」という。)を大阪府知事に提出し、承認を受けるものとする。
- 3 市長は、前項の承認を受けたときは、補助金の交付を受けようとする者に対し融 資等活用型補助事業対象経営体調書に係る承認通知書(様式第1号)により通知す る。

(補助金の交付申請)

- 第5 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書

- (3) 被災施設の位置図
- (4) 被災施設の写真等被害状況が分かるもの
- (5) 園芸施設共済又は民間の保険等に加入している場合にあっては、当該共済金等 の額及びその内訳が分かる書類
- (6) 補助対象経費の根拠となる書類
- (7) 罹災届出証明書の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類 (補助金の交付決定)
- 第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

(着工の届出)

第7 補助金の交付の決定を受けた者は、事業着工後、速やかに茨木市被災農業者向 け経営体育成支援事業着工届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。た だし、計画の承認前に事業に着工したものにあっては、交付申請書に事業の着工を 確認できる書類を添付するものとする。

(変更の申請)

- 第8 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定通知後において当該事業計画 の内容を変更しようとするときは、第5に準じて茨木市被災農業者向け経営体育成 支援事業補助金交付変更承認申請書(様式第5号)を提出して市長の承認を受けな ければならない。ただし、事業の廃止以外の軽微な変更にあっては、この限りでな い。
- 2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第6に準じて決定の内容を変更し、茨木市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金変更承認通知書(様式第6号)により申請者に通知する。

(竣工の届出)

- 第9 補助金の交付の決定を受けた者は、事業竣工後、速やかに茨木市被災農業者向 け経営体育成支援事業竣工届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。た だし、計画の承認前に事業が竣工している場合にあっては、交付申請書に事業の完 了を確認できる書類を添付するものとする。
- 2 前項の茨木市被災農業者向け経営体育成支援事業竣工届を提出しようとする者は、 園芸施設共済又は民間の保険等に加入していることがわかる書類を提出しなければ ならない。

(実績報告)

- 第10 補助金の交付の決定を受けた者は、事業終了後、茨木市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。
  - (1) 事業実績書
  - (2) 収支決算書
  - (3) 復旧した施設の写真

(補助金額の確定等)

第11 市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金確定通知書(様式第9号)により報告書を提出したものに通知する。

(補助金の交付請求)

第12 第11の補助金確定通知書を受けた者は、茨木市被災農業者向け経営体育成支援 事業補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなけ ればならない。

(補助金の交付)

第13 市長は、第12の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第14 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(財産の管理)

第15 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した 財産(第16において「取得財産等」という。)については、事業完了後においても、 減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第一に定め る期間(第16及び第18において「処分制限期間」という。)においては、善良なる 管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、そ の効率的な運営を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第16 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、市長の承認を受けないで、 補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し てはならない。ただし、処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。 (帳簿等の整備)

- 第17 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並 びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。
- 2 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る施設について、財産管理台帳 (様式第11号)を備え、これを適切に管理しなければならない。
- 3 補助金の交付を受けた者は、市長から第1項に掲げる帳簿及び証拠書類並びに前項に掲げる財産管理台帳(第18において「帳簿等」という。)の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第18 補助金の交付を受けた者は、帳簿等を当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して処分制限期間の満了する日まで保存しなければならない。

(補助の取消し等)

- 第19 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。
  - (1) この要綱に違反したとき。
  - (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
  - (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
  - (4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
  - (5) その他市長が不適当と認めたとき。

(市長の指示)

第20 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附則

この要綱は、平成31年2月6日から実施する。 附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。 附 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

## 別表(第2関係)

月表(第2) 関係)			
	補助対象事業	補助対象経費	補助額
	被災農業者向け経	1 施設の修繕又は台風に	1 補助対象者が補助対象
	営体育成支援事業	よる農業被害前の当該施設	事業に係る施設(以下「補
		と同程度の施設の取得に要	助対象施設」という。)に
		する経費	おいて園芸施設共済に加入
		2 施設を修繕するために	している場合 補助対象経
		必要な資材の購入に要する	費から園芸施設共済のうち
		経費	特定園芸施設の支払い共済
			金を差し引いて得た額に
			100 分の 90 を乗じて得た
			額以内の額
			2 補助対象者が補助対象
			施設において園芸施設共済
			の加入対象施設であって、
			園芸共済施設に加入してい
			ない場合 補助対象経費に
			100 分の 80 を乗じて得た額
			以内の額
		被災施設の撤去に要する経	補助対象経費又は被災施設
		費	の面積に、1平方メートル
			につき 290 円を乗じて得た
			額のいずれか低い額以内の
			額

備考 上記の施設及び被災施設は、被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨でないハウスをいう。